

【人材育成研修】

平成 29 年度国際協力人材育成研修実施報告

さいたま地方検察庁越谷支部 検察事務官
矢 部 貴 志

第 1 はじめに

法務省は、約 20 年前より独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する法制度整備支援のプロジェクトに協力するとともに、当省独自の支援を行うなどしてきたが、支援対象国が増加し、支援内容も拡大、複雑化していることから、法制度整備支援を適切に推進するためには、同支援に携わる人材を幅広く育成する必要がある。

そこで、法務省法務総合研究所国際協力部は、平成 21 年より、法務・検察職員で法制度整備支援に関心を持つ者を対象に、同支援に関する講義を受けさせた上、開発途上国において同支援の現場実務を直接見聞させ、活動の実際を理解させるとともに、将来同支援に従事する際に必要な知識・技術を習得させることを目的として、毎年度 1 回国際協力人材育成研修を実施しており、今回が 9 回目となる。

第 2 研修の概要

1 研修期間

平成 29 年 11 月 5 日ないし同月 16 日（移動日含む。）

2 研修場所

（1）国内研修

国際協力部（東京都昭島市もくせいの杜 2 丁目 1 番 18 号国際法務総合センター
国際棟）

（2）国外研修

ベトナム社会主義共和国及びカンボジア王国

3 研修員

- ・前田 芳人（法務省民事局付）
- ・川野 麻衣子（法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第二係長）
- ・山崎 洋子（大阪地方検察庁岸和田支部検事）
- ・河野 龍三（鳥取地方検察庁検事）
- ・田中 隆士（旭川地方検察庁検事）
- ・矢部 貴志（さいたま地方検察庁越谷支部検察事務官）

4 研修内容（概要）

（1）国内研修（平成 29 年 11 月 6 日、7 日、15 日及び 16 日）

ア 法務省による法制度整備支援の概要に関する講義

イ 各国における法制度整備支援の概要に関する講義

- ウ 国際協力専門官の業務に関する講義
- エ 国際協力部長による講話
- オ 国際協力部副部長による講義
- カ 国際連合研修協力部が実施する研修の聴講
- キ 資料整理、研修レポート作成
- ク 総括質疑応答

(2) 国外研修（平成29年11月8日ないし14日）

- ア ベトナム
 - ・JICA長期派遣専門家との意見交換
 - ・JICAベトナム事務所訪問、意見交換
 - ・最高人民検察院訪問
 - ・ハイフォン市人民検察院訪問、意見交換
- イ カンボジア
 - ・JICA長期派遣専門家との意見交換
 - ・カンボジアにおいて活動する日本人弁護士との意見交換
 - ・カンボジア王立法律経済大学における講義及び意見交換
 - ・ECCC（カンボジア特別法廷）訪問
 - ・カンボジア弁護士会訪問

第3 実施結果

1 国内研修前半

(1) 平成29年11月6日（月）

ア 講義「法務省の法整備支援」

国際協力部前田澄子教官から、法務省による法制度整備支援について、法制度整備支援の意義、他国と比較した日本の支援の特徴、支援への国際協力部の関わりなどを中心に講義を受けた。

イ 講義「各国法整備支援の概要1」

国際協力部の石田正範、横山栄作、廣田桂、前田澄子各教官から、ネパール、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、カンボジア及びラオスにおける法制度整備支援の経緯、状況、成果等について講義を受けた。

ウ 講義「国際協力専門官の業務」

国際協力部三浦寛史主任国際協力専門官から、同部における国際協力専門官の業務や役割等について講義を受けた。

(2) 平成29年11月7日（火）

ア 講話

森永太郎国際協力部長から、法制度整備支援の歴史やベトナム及びカンボジアの法制度などについて講話を受けた。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」

伊藤浩之国際協力部副部長から、ラオスに長期派遣専門家として滞在した際の経験を踏まえつつ、長期派遣専門家の役割や必要な能力などについて講義を受けた。

ウ 講義「各国法整備支援の概要2」

国際協力部の岩井具之教官から、ベトナム及び東ティモールにおける法制度整備支援の経緯、状況、成果等について講義を受けた。

エ 国際連合研修協力部が実施する研修の聴講

国際連合研修協力部による汚職防止刑事司法支援研修が同時期に実施されていたことから、同研修を聴講した。

オ 海外研修オリエンテーション

廣田教官及び三浦主任国際協力専門官から、国外研修の心構えや生活面での注意事項等の伝達を受けた。



【国内研修の国際協力部長講話の様子】

2 国外研修

(1) 平成29年11月8日(水)

ベトナム長期派遣専門家との意見交換

塚部貴子長期派遣専門家・チーフアドバイザー、松尾宣宏長期派遣専門家、塚原正典長期派遣専門家及び鎌田咲子長期派遣専門家から、ベトナムにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の具体的な業務、業務における困難さなどについて説明を受けた上で、意見交換会を実施した。

(2) 平成29年11月9日(木)

ア JICAベトナム事務所訪問・意見交換

JICAベトナム事務所を訪問し、岩間望次長らから、同事務所や日本の対ベトナムODAの概要などについて説明を受けるとともに、意見交換会を実施した。

イ 最高人民検察院訪問

最高人民検察院を訪問し、同検察院のレ・ティエン局長らと面談した。

(3) 平成29年11月10日(金)

ハイフォン市人民検察院訪問・意見交換

ハイフォン市人民検察院を訪問し、同検察院のグエン・ティ・ラン長官らと意見交換会を行い、その後、昼食会に招かれた。



【長期派遣専門家との質疑応答の様子】

【最高人民検察院(ベトナム)訪問時の様子】

(4) 平成29年11月13日(月)

ア カンボジア長期派遣専門家との意見交換

内山淳長期派遣専門家・チーフアドバイザー、篠田陽一郎長期派遣専門家及び川口裕子業務調整員から、カンボジアにおける法制度整備支援の実施状況、長期派遣専門家の役割などについて説明を受けた上で、意見交換会を実施した。

イ 在カンボジア日本人弁護士との意見交換会

以前、長期派遣専門家としてカンボジアに派遣され、派遣が終了した後も同国でリーガルコンサルタントとして活動されている嶋貫賢男弁護士から、現在の業務内容等について説明を受け、それを踏まえて意見交換会を行った。

ウ カンボジア人弁護士事務所訪問

国際協力部の研修に参加したこともあるイブ・ポリ弁護士及びテップ・ボハール弁護士夫婦が開設した事務所を訪問し、現在の活動状況について説明を受けた。

エ カンボジア王立法経大学講義・意見交換

カンボジア王立法経大学内に設置され、学生に対して、日本語で日本法の教育を実施している名古屋大学日本法教育研究センターを訪れ、同センターの学生に対し、研修員が「日本の民事訴訟における弁論主義」及び「日本の民事訴訟における事実認定」というテーマで日本語による講義を行った。

日本語による講義であり、内容も専門的であったが、多くの学生から活発に質問がなされた。



【長期派遣専門家との質疑応答の様子】



【カンボジア王立法律経済大学での講義の様子】

(5) 平成29年11月14日(火)

ア ECCC(カンボジア特別法廷)訪問

カンボジア特別法廷(クメール・ルージュ政権が行った虐殺行為等の重大な犯罪について、同政権の上位の責任者を裁くこと目的として、国連の関与の下で設置された特別裁判所)を訪問し、同裁判所設置の沿革、裁判の状況などについて説明を受けた上、法廷等の施設を見学した。

イ 「キリングフィールド」見学

クメール・ルージュ政権下で虐殺が行われた場所の1つであるプノンペン近郊の「キリングフィールド」を見学した。

ウ カンボジア弁護士会訪問

カンボジア弁護士会を訪問し、ブン・ナビナ副事務局長らより、弁護士会の現状等について説明を受け、意見交換を実施した。

3 国内研修後半

(1) 平成29年11月15日(水)

資料整理、レポート作成

(2) 平成29年11月16日(木)

ア 課題発表・総括質疑応答

研修員が本研修の所感等を述べ、伊藤国際協力部副部長をはじめとする国際協力部教官と質疑応答を実施した。

イ 閉講式

第4 所感

本研修では、研修員6名(裁判官出身検事1名、法務事務官1名、検事3名及び検察事務官1名)が、国内研修で各国に対する法制度整備支援の歴史、現状、課題などの基礎知識を学んだ上で、国外研修としてベトナム及びカンボジアに赴き、法制度整備支援の現場を実際に見聞した。

過去の国外研修は、これまで第1回から第4回までベトナム、第5回から第7回までカンボジア、第8回がベトナム及びラオスで実施された。

前回に引き続き今回も2か国訪問したわけであるが、ベトナム及びカンボジアは、法制度整備支援の支援対象国としての歴史が長いという共通点がある一方、政治体制や法制度などが異なることから、両国の比較をしながら法制度整備支援の現場を見聞することができ、同支援に対する理解をより深めることができた。

本研修で長期派遣専門家らの活動を直接見る機会や法制度整備支援プロジェクトのカウンターパートと意見交換等をする機会を与えられたことにより、当職をはじめ、研修員は、法制度整備支援に携わる人々の熱意や苦労、カウンターパートの日本に対する感謝や今後の要望などを抽象的ではなく、肌で感じることができた。

また、我々研修員は、本研修で様々な人に出会い、様々な経験をする中で、単なる傍観者ではなく、自己が長期派遣専門家、国際協力部教官、国際協力専門官といった立場になった場合に、どのように法制度整備支援に関わっていくか考えるようになった。

これまでの国際協力人材育成研修参加者の中から、既に7名が国際協力部に配属されていると伺っている。

本研修の研修員は、それぞれ官職や採用区分が異なるが、研修中はそのような枠を超えて固い絆で結ばれた。

そのような研修員と今後国際協力部で再会し、共に法制度整備支援活動に関わっていければ幸いである。

第5 添付資料

- 1 日程表
- 2 研修員名簿

平成29年度国際協力人材育成研修日程表

月	曜	午前	12:00	午後	18:00	備考		
11 /	日 5		16:00 法務総合研究所宿泊棟(国際法務総合センター内)入寮			東京泊		
11 /	月 6	9:45 研修員挨拶 研修員自己紹介等 部長室ほか	10:00 国際協力部	10:45 講義「法務省の法整備支援」 国際協力部教官 (前田教官)	13:00 講義 「各国法整備支援の概要」 国際協力部教官 (石田教官, 横山教官, 前田教官, 廣田教官)	16:00 講義 「国際協力専門官の業務」 三浦国際協力専門官	国際協力部	東京泊
11 /	火 7	9:45 講話 国際協力部長 国際協力部		11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」 国際協力部副部長 国際協力部	13:00講義「各国法整備支援の概要」 岩井教官 国際協力部	15:00 海外研修オリエンテーション 国際協力部教官(担当教官) 国際協力専門官(担当専門官)	国際協力部	東京泊
11 /	水 8			羽田空港発 ハノイ着 日本(東京)8:55発 ベトナム(ハノイ)13:10着(便名NH857/V)		15:30 意見交換 ベトナム長期派遣専門家 ベトナムJICAプロジェクト事務所		ハノイ泊
11 /	木 9		10:00 JICAベトナム事務所訪問・意見交換		14:00 最高人民検察院(SPP)訪問			ハノイ泊
11 /	金 10		10:00 ハイフォン市人民検察院訪問・意見交換		ハイフォン市人民検察院訪問・意見交換			ハノイ泊
11 /	土 11			ハノイ発 プノンペン着 ベトナム(ハノイ)9:40発カンボジア(プノンペン)13:00着(便名VN921/R)				プノンペン泊
11 /	日 12							プノンペン泊
11 /	月 13	9:00 意見交換 カンボジア長期派遣専門家ほか カンボジアJICAプロジェクト事務所	10:30 在カンボジア日本人弁護士との意見交換		14:00 カンボジア王立法律経済大学講義「弁論主義及び事実認定について」・意見交換			プノンペン泊
11 /	火 14	9:00 ECCC訪問			15:30 カンボジア弁護士会(BAKC)訪問 カンボジア弁護士会		カンボジア(プノンペン)22:50発(便名NH818/V)	
11 /	水 15	日本(成田)6:30着 (便名NH818/Q)			資料整理・レポート作成			東京泊
11 /	木 16	9:45 課題発表・総括質疑応答		13:15 閉講式 国際協力部		原序へ 国際協力部		

平成29年度国際協力人材育成研修員名簿

List of Participants in the Training Seminar for International Cooperation Human Resource Department

1	前田 芳人
	Mr. MAEDA Yoshihito
	法務省民事局付 Government Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice
2	川野 麻衣子
	Ms. KAWANO Maiko
	法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第二係長 Chief of the Second Policy Promotion Section, Human Rights Dept., the General Affairs Division of Human Rights Bureau, Ministry of Justice
3	山崎 洋子
	Ms. YAMASAKI Yoko
	大阪地方検察庁岸和田支部検事 Public Prosecutor, Kishiwada Branch, Osaka District Public Prosecutors Office
4	河野 龍三
	Mr. KONO Ryuzo
	鳥取地方検察庁検事 Public Prosecutor, Tottori District Public Prosecutors Office
5	田中 隆士
	Mr. TANAKA Takashi
	旭川地方検察庁検事 Public Prosecutor, Asahikawa District Public Prosecutors Office
6	矢部 貴志
	Mr. YABE Takashi
	さいたま地方検察庁越谷支部検察事務官 Public Prosecutor's Assistant Officer, Koshigaya Branch, Saitama District Public Prosecutors Office

【研修担当/Officials in charge】

教官/ Government Attorney 廣田 桂(HIROTA Kei)

主任国際協力専門官/Senior Administrative Staff 三浦寛史(MIURA Hiroshi)

平成29年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局付

前田芳人

第1 はじめに

平成29年11月5日から同月16日までの約10日間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を得た。

本研修は、国際協力部における国内研修に加え、国外研修として法制度整備支援の相手国（ベトナム及びカンボジア）を訪問し、長期派遣専門家や相手国の関係機関（カウンターパート）の方々との意見交換等を通して、法制度整備支援の実情を直接見聞するというものであった。

本報告では、国内研修及び国外研修の概要並びに私の所感を報告する。

第2 国内研修

国内研修では、2日間をかけて、法制度整備支援に関する基本的な知識を得るために、国際協力部の教官及び専門官から、日本の法制度整備支援の概要や長期派遣専門家の役割、国際協力部の業務内容等について講義を受けた。

支援の概要に関する講義では、本研修の訪問先であるベトナム及びカンボジアのほか、ラオス、ネパール、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、東ティモールの各国における活動（プロジェクト）の実績や現状について説明を受けた。既に基本法の整備を終えて訴訟手続の運用改善等の支援を行っている国がある一方で、民法・民事訴訟法等の基本法の起草支援をする段階にある国もあり、それぞれに異なる政治・経済情勢にも応じて、様々な課題に取り組んでいる状況を知ることができた。特に印象的であったのは、日本の法制度整備支援においては、日本の制度をそのまま提供するのではなく、各国の要望や実情に即して、適切な法律や運用の在り方を考えるという姿勢で活動が行われているということであり、この点は私の法制度整備支援に対するイメージを変えるものであった。そして、そのような姿勢で各国のニーズに合った支援を行うためには、各国の歴史や地理、政治体制等について十分な基礎知識を持つことが必要であることも認識することができた。

また、部長・副部長からは、教官及び長期派遣専門家として法制度整備支援に関与してきた経験を踏まえ、ベトナム及びカンボジアの法制度の特徴等や長期派遣専門家の業務について講義をしていただき、その後の国外研修を充実したものとするために、大変参考になった。

第3 国外研修

1 ベトナム

ベトナムにおいては、まず、JICAプロジェクト事務所において、長期派遣専門家の方々から、ベトナムにおける法制度整備支援プロジェクトの概要等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

ベトナムにおいては、これまで20年以上にわたり法制度整備支援が続けられ、民法改正等により基本法の整備は概ねできており、現プロジェクトでは、法令間の不整合等を抑制・是正し、法令の適切な理解と統一的な運用のための法令審査能力強化等を目的とした取組がされているとのことであった。また、現プロジェクトでは、各種取組を通して、人材育成に重点が置かれているとのことであった。長期専門家の方々からは、現地での活動に当たっても、20年以上にわたる日本の法制度整備支援の活動の実績とその間に相手国に即した制度はどのようなものであるかを真剣に考える姿勢を持ち続けてきたことが、カウンターパートの高い信頼を得ていると感じる場面は多いとの話も聞くことができた。他方で、自国の法令の基本的な概念についても理解が不足している場面がみられることや、言語の問題によって、解決すべき問題点の把握・共有が難しいと感じることもあるとの話も聞くことができ、相手国の実情に即した支援の困難さが窺えた。

その後、JICAベトナム事務所を訪問し、インフラ整備等を含めた支援活動の現状について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

JICAベトナム事務所では、ベトナムの経済の発展は著しく、今後は支援の対象ではなく、ベトナムが自力で資金調達をし、日本企業の有力な投資先になることも期待しているが、他方で、法制度整備等のソフト面の支援については、インフラ整備等と比べて、より長期間にわたって必要とされるのではないかとの話を聞くことができた。法制度整備支援の関係では、JICAベトナム事務所は、長期派遣専門家とカウンターパートとの調整等の役割を担っているとのことであったが、ここでも日本の法制度整備支援が高い信頼を得ているとの話を聞くことができた。特に印象的であったのは、現地での活動に当たって、人種や文化等の違いによって苦労を感じることはないと言われたことであった。その趣旨は意思決定の仕組みが異なることを意識して適切な働きかけの仕方を考えて対応すればよいということであったが、そのような発想は、これまでに先輩の裁判官から適切に訴訟手続を運営していく上で重要な考え方であると聞いてきたものと共通しているところがあり、現在の私の職務においても、将来裁判官として訴訟手続を適切に運営していく上でも、意識しておくべきものであると改めて感じた。

さらに、現プロジェクトの支援対象機関である最高人民検察院（SPP）に対する表敬訪問を行い、関係部局の局長等から、日本のベトナムに対する法制度整備支援に対する所感等について話を聞いたほか、前プロジェクトにおいてパイロット地区として支援活動の対象としていたハイフォン市人民検察院を訪れ、同院長官等と意見交換

を行った（なお、ベトナムでは、職権主義的な刑事手続が採用され、刑事事件における検察官の役割が日本とは大きく異なるほか、検察官は民事事件や行政事件について裁判所を検察する役割も担っている。）。

SPP及びハイフォン市人民検察院とも、研修員という立場の我々に対して、局長や長官をはじめとする多くの方々に対応していただき、大変な歓迎をしていただいた。SPPにおいては、ベトナムにおける犯罪の特徴や検察官の育成、検察官を補佐する検査官の役割を含めた人民検察院の体制など、人民検察院の実情を聞くことができた。また、ハイフォン市人民検察院では、当地の犯罪の実態や検察官の能力向上、訴訟手続の運用改善への取組などを聞くことができた。例えば、日本の取調べの手法を参考にし、模擬裁判等を通じて尋問技術を学ぶなどして、捜査・公判の能力向上に努めており、実務の運用においても、証人尋問はまず裁判官が行い、検察官は補充的に尋問をするにとどまるのが標準的なものである中で、証人尋問において検察官がしっかりと尋問をしていくことを試みており、裁判官も検察官に十分な尋問時間を与えてくれるようになっているとのことであった。このほか、いずれの機関においても、日本の法制度整備支援に高い信頼を寄せており、今後の支援について高い期待を持っている旨が示された。そうした発言だけでなく、我々に対しても人や時間を割いて歓迎してくれださったことや研修員に同行してくれた長期派遣専門家の方々とのやり取りを見ても、長期派遣専門家の方々が築いた人的な信頼関係、そして日本という国に対する信頼の深さを感じることができた。また、日本の支援を受けつつ検察官の能力向上に積極的に取り組んでいることや、日本と異なる職権主義的な刑事手続の下でも、日本での研修等を参考にして手続の運用の改善に取り組んでいることなど、日本の法制度整備支援の成果を具体的に聞くこともできた。

ベトナムへの訪問の全過程を通して、20年以上にわたって支援を続ける中で、ベトナムの実情に合った制度の在り方を模索してきた日本の姿勢が高い信頼を得ていることを実感することができた。他方で、ベトナムにおける法制度整備の課題として、当初の立法計画に従って「あるべき姿」が探求されるあまり、運用が困難な制度ができてしまうことがよく見られるということが挙げられていた。例えば、刑事訴訟法では取調べの録音録画が定められたものの、いまだに必要な機材が整備されておらず、当初予定した新法の適用日からの運用開始は難しいのが現状であるとのことであった。この点は課題でもあるが、特に法的な思考が根付いていない社会では、法制度を整えた上で適切な運用に導いていくことが必要な場面もあるように思われ、理想を追求しつつも運用可能性を保つというバランスが重要になると考えられた。

2 カンボジア

カンボジアにおいても、まず、JICAプロジェクト事務所において、長期派遣専門家の方々から、カンボジアにおける法制度整備支援プロジェクトの概要等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。そして、それに続けて、カンボジアで活動する日本人弁護士（前長期派遣専門家）の方との意見交換を行った。

カンボジアにおいては、ポル・ポト政権下の虐殺により法律家を含む知識人のほとんどが殺害されたため、法制度整備や運用を担う法曹がほとんどいない状況から支援が始まられ、これまでに日本の支援を受けて民法・民事訴訟法等の起草がされ、法制度の整備自体は進んでいるが、整備した法制度の国民に対する普及が課題となっているとのことであった。そのため、現プロジェクトにおいては、民事事件手続に関する書式例を準備することや判決書等の公開手続を確立し、その公開を開始することに取り組み、民法・民事訴訟法に従った適切な実務の基礎が確立されることが目的とされているが、国民の中には紛争を法的手段で解決するという意識が高くない者も多い（法律家に相談するとか、裁判所に訴えを提起するのではなく、村長の裁きに委ねるようなことが多い）ということであり、法制度を国民一般に広く普及させるのは容易でないものと思われた。また、ここでも、長期派遣専門家の方から、プロジェクトを円滑に進めるには何よりも人と人との関係が大事であるとの話があったことが印象的であった。

その後、現地で開業するカンボジア人の弁護士事務所を訪問した。この弁護士の方は、日本の支援プロジェクトの人材育成の対象として法律を学んだ方であり、現在は、弁護士や学生に対して無料で民法等を教えるセミナーを開催しているとのことであった。このことについては、長期派遣専門家の方も、法制度整備支援の成果がカンボジア国民の手によって次につながる形となっており、理想的な展開であると評価されていた。

さらに、本研修では、カンボジア王立法律経済大学の日本法教育研究センターを訪問し、他の研修員と共に、同センターに所属する学生に対して民事訴訟に関する講義をする機会を得た。同センターに所属する学生は、大学の本科授業のほかに、課外授業として日本語と日本法を学んでおり、その卒業生にはJICAプロジェクト事務所のスタッフとして勤務している方もいるとのことであった。同センターの教育課程では、国際協力部で作成した教材も活用されているとのことであり、法制度整備支援の活動が人材育成という面で大きな成果を上げていることが実感された。プロジェクトを円滑に進めるに当たっては、現地の言語と法律、日本語と日本法のいずれも理解することができる人材は得がたいものであり、法制度整備支援の活動が人材育成の面で成果をあげ、その人材育成の成果が日本の法制度整備支援に多大な貢献をしているという好循環が生まれているものと思われた。なお、今回の講義も日本語で行ったが、学生たちからは、しっかり予習をして講義に臨んでいる様子や講義の内容を理解しようと努める姿勢が強く感じられて、ありがたい思いであったが、それと同時に、より分かりやすい講義ができなかつたかと反省する思いもあった。学生たちの姿に良い刺激を与えられるとともに、カウンターパートから直接に話を聞くだけでなく、法制度整備支援の成果が実際に活かされている現場を見る能够な貴重な機会であった。今後の国際人材育成研修に参加する研修員に対しても、是非とも同様の機会をえていただければと思う。

また、本研修の最後にカンボジア弁護士会を訪問した。カンボジア弁護士会は、比較的歴史の浅い機関ではあるが、現会長の下で組織改革が進められ、現在は政府から金銭面での支援を受けつつ、貧困層や地方に法律サービスを提供する取組を進めているところであるとのことであった。もっとも、国民には弁護士に紛争解決を依頼しようとする意識が高くなく、弁護士の人数もそれほど多くないとのことであり、法律サービスの価値を国民に見出してもらうことには、なお時間が必要であるように思われた。そうした中で、日本において生じている問題やその解決策について質問があるなど、弁護士の在り方を真剣に考えていることが感じられた。また、ここでも人材育成の面での日本の支援は歓迎しているとの発言があった。

なお、本研修では、ECCC（カンボジア特別法廷）を訪問し、キリングフィールドを視察する機会を得た。これらは法制度整備支援と直接的に関係するわけではないかもしれないが、法制度整備支援に当たって現地の歴史や文化を知ることは重要であり、その意味でも、カンボジアの歴史的事実に触れられたことは非常に良い機会であった。

第4 所感

本研修の全体を通じて最も感じたことは、日本の法制度整備支援がベトナム・カンボジア両国において着実に成果を上げているということである。約1週間の滞在であったため、法制度の実際の運用等を見る機会はなかったが、いずれの国でも、日本においてはあまり見ることができなかつたと思われる形で、日本の法制度整備支援が人材育成の面で相当の成果を上げている様子を見ることができた。特に、カンボジアにおいては、カンボジア人同士でのセミナーが開催されるなど、日本からの支援を直接に受けるだけでなく、それを離れて自ら後進を育成しようとする姿勢も見られ、支援が根付いていることが感じられた。こうした成果を目にする形で（定量的に）示すことは困難な面があり、プロジェクトの成果が評価されにくいことは長期派遣専門家の方々にとっても大きな悩みであるとのことであった。すぐに適切な評価の方法は考えつかないところであるが、目に見えにくい部分もしっかりと評価され、ベトナム・カンボジアに限らず、必要な法制度整備支援が継続して行われるようになってもらいたい。

本研修においては、ベトナムとカンボジアの2国を訪問したが、支援の段階が異なる両国の法制度整備支援の実情を見ることができ、両国の町中の様子の違いを含めて、異なる国の現状に触れることができたことは、良い経験になった。

また、法曹が関わる仕事として見た時に、法制度整備支援に関わる仕事が非常に興味深くやりがいのある仕事であるということも感じた。長期派遣専門家の方々は、現地の言語でカウンターパートと日常的なコミュニケーションをとっているようであり（ベトナム及びカンボジアにおいては、英語は相手にとっても母国語でないため、英語でのコミュニケーションは齟齬が生じやすいとのことであった。）、そうした言語の習得を含めて、全く異なる文化や考え方を持つ相手とのコミュニケーションには苦労する場面も多

いと思われるが、その仕事の内容は国の制度を作り、国を支える人材を育成するものであり、その成果は多大であると実感されるものであった。カウンターパートの方々の話には過去に長期派遣専門家として勤務した方々の名前が出てくることも多く、相手の記憶にしっかりと残る職務であると感じることもあった。また、その職務に当たっては、多くのカウンターパートと調整を図りながらプロジェクトを進めていく調整能力や、スタッフと共にプロジェクト事務所を運営していく経営能力等の面で高い能力が求められるが、これらの能力は法曹として高い水準で職務を行う上でも共通して必要な能力であり、法曹としての能力が活かせる部分もあるように感じた（他方で、長期派遣専門家の職務を通じてこれらの能力を向上させることは、その後の法曹としての職務の質の向上にもつながることと思う。）。

他方で、支援の段階が進んでいるベトナムにおいても、法制度の適切な運用のためには、まだ課題が多く、また、日本でも同様であるが、社会経済の発展に従って、それに対応する必要性も高くなるものと思われる。その意味で、法制度の発展には完成はないところ、どのように関わっていくのかは解決困難な課題となるようだ。加えて、各国の実情に応じた支援を掲げる以上は、他国での成功体験をその後に別の国の支援につなげることができにくく、多くの支援対象国において、それぞれ手探りで支援活動を進めざるを得ないという難しさもあるのではないかと感じた。

本研修を通じて、日本の法制度整備支援においては、日本の制度をそのまま提供するのではなく、各国の要望や実情に即して、適切な法律や運用の在り方を考えるという姿勢で活動の計画が立てられ、実際に現地の長期派遣専門家の方々においてもその姿勢が共有されていることを実感することができ、私はその姿勢を非常に好ましいものであると感じた。しかし、その旨を帰国後の報告の場でも述べたところ、日本の制度をそのまま提供する形での支援の方が有用な場合もあるとの指摘をいただき、実際に活動を続ける中では、基本的な考え方を見つめ直しながら、最善の方法は何かを模索しているのであるとの印象を強めた。

第5 終わりに

以上、雑多な所感を述べたが、本研修は、法制度整備支援に全く縁のなかった私にとって、非常に新鮮で、得がたい経験であった。今後、私自身が法制度整備支援に関わる機会があるかは分からぬが、裁判官・検察官の同僚が法制度整備支援に興味を持ち、長期派遣専門家やその他の形で法制度整備支援に関わることを希望する者も出てくるよう、本研修で得た知見や法制度整備支援の魅力を伝えていきたい。そして、本研修と同様の研修を是非とも後輩にも体験してもらいたい。

最後になったが、本研修の準備を含めて本研修に多大な時間をかけていただいた国際協力部の皆様、長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様、本研修を引率してくださった廣田教官、三浦主任国際協力専門官、業務多忙の中、本研修に送り出してくれた民事局の皆様に心から感謝申し上げる。

国際協力人材育成研修に参加して

法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室

施策推進第二係長 川野 麻衣子

1. はじめに

当職は、平成29年11月5日から16日までの間、法務総合研究所国際協力部が主催する国際協力人材育成研修に参加する機会を得た。

同研修は、国際協力部において法制度整備支援の概要等について講義を受ける国内研修と、法制度整備支援の現場を実際に訪れ、支援の対象者（カウンターパート）との意見交換等を通じて法制度整備支援の現状について学ぶ国外研修とに分けられ、その両方を通じて法制度整備支援の基礎知識を習得することを目的として実施されたものである。

本稿では、同研修の概要及び同研修を通じて、当職が法制度整備支援について認識を新たにした点並びに国外研修として訪問したベトナム及びカンボジアに共通する法制度整備支援の今後の課題と考えられる点について記載したい。

なお簡単に当職のバックグラウンドを申し上げておくと、法務省民事局に採用されてから10年強、行政官として法務省や法務局の業務に携わった他、他省庁出向時には国際業務を担当したり、英国への留学経験もあり、「国際」と名のつくものには相当程度の興味がある。もちろん法務総合研究所国際協力部の存在も知っていたし、その業務についても興味を持っていたが、法制度整備支援は「外国に行って法律作成をしている、法律家でない私には縁のなさそうな取組である」というのが本研修に参加するまでの率直な感想であった。

2. 研修の概要

研修の初めの2日間は法務総合研究所国際協力部において、法制度整備支援の基礎的な情報について講義を受けた上で、現在、支援が行われているベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス、東ティモール、バングラデシュ、インドネシアといった様々な国における支援の概要等について講義を受けた。

法制度整備支援は、政府開発援助（ODA）の技術協力に位置づけられ、検察官、裁判官及び弁護士といった専門家の国外への派遣だけでなく、法務総合研究所国際協力部において支援対象国の研修員を受け入れる本邦研修や支援対象国において実施する様々なプロジェクトの組み合わせによって成り立っており、各国ごとに必要に応じて異なる支援が展開されている。本研修に参加するまでは、各国一律の支援を実施しているものと思っていたが、各国ごとに異なるプロジェクトが進められていること、また支援対象国が想像していた以上に多くあることに衝撃を受けた。さらに、支援に当たって、支援対象国の政治や経済、歴史的な背景等を踏まえ、かつ支援対象国の要望も汲み取っ

た上で必要なプロジェクトを展開していることが分かり、価値観や法制度の押しつけではない、支援対象国に寄り添った支援が行われているということを強く感じた。

続いて、研修3日目からの7日間で、ベトナム及びカンボジアを訪問し、法制度整備支援に携わる方々との意見交換を行い、「現場」を体感させていただいた。

ベトナムは、日本が初めて法制度整備支援を実施した国であり、支援は20年以上続いている。そのため、既に基本法の起草支援を終え、支援の対象は法令間の不整合の解消や人材育成に移っており、さらにはこの先、支援を継続するか否かも含めた支援の在り方も検討すべき状況にある。このような中、現地では長期派遣専門家やJICA現地事務所職員と意見交換を行った他、法制度整備支援のカウンターパートである最高人民检察院及びハイフォン市人民检察院を訪問し、主に刑事法の整備支援の現場を見せていただいた。

一方カンボジアは、法制度整備支援を開始してから10年弱が経過したところで、民法、民事訴訟法等の起草を終え、実務の運用改善のためのプロジェクトを実施している段階である。また、ポルポト政権の大量殺戮によって法律家がほぼいない状況となってしまったことから、法律家の養成も支援の大きなポイントとなっている。現地では、長期派遣専門家との意見交換のほか、弁護士と意見交換をさせていただく機会が多く、カンボジア弁護士会、カンボジア人の弁護士、カンボジアで活躍する日本人弁護士とそれぞれ意見交換を行った。また、王立法律経済大学において、日本語で日本法を学習する大学生に対して、日本の民事訴訟法についての講義を行う機会もあり、民事法の整備支援の現状を伺い知ることができた。さらに、カンボジア特別法廷及びキリングフィールドといったカンボジアの悲惨な歴史に関する場所も訪問することができ、得がたい経験をすることができた。

ベトナム及びカンボジアからの帰国後には、各研修員が本研修で得た知識や経験を報告会において共有し、12日間のプログラムが終了した。

3. 法制度整備支援についての新たな認識

前述のとおり研修期間中は様々な方から様々なお話を伺ったが、その中で、法制度整備支援について認識を新たにした2点をここでは記載したい。

(1) 「支援」であり「整備」ではないこと

本研修に参加するまで、法制度整備支援とは日本側が主に法律を作つて相手国に適用して終わり、という形の取組だと思っていたが、欧米の支援がそのような形式であり、日本の支援はそれとは異なるということが分かった。支援の核となるものはやはり法律案の起草ではあるが、必要な法律の選定や法律案の起草の過程に現地の専門家を交えて一条ずつ検討を重ねるなど法律案を成立させるためにはカウンターパートの能動的な行動が必要となり、あくまで、支援対象国の自主性を重んじた「支援」であつて「整備」そのものを行うわけではないということを認識した。

支援対象国の必要としていることを汲み取つて、その中で最善の方法を一緒に検討

しプロジェクト化していること、また、法律が施行された後もその運用について支援しているという寄り添い型の活動であるということは、本研修を受けて初めて分かったことである。

寄り添い型の支援であるがゆえに、カウンターパートがどれだけ積極的にプロジェクトに取り組むかという点も重要となる。カウンターパートが能動的に行動を起こさない限り、法律や政策等が完成しないばかりか法律等を運用できる有用な人材も育つていかない。

この点について、ベトナムではカウンターパートの積極性を見せていただくことができた。最高人民検察院では、自らの課題が法律の執行にあることを把握し、職員の能力向上を課題として掲げ、これについて今後も日本の支援が必要であるとの話があったし、ハイフォン市人民検察院でも、日本の支援のおかげで職員の能力が向上され、これからもこの取組を続けたいとの発言があった。ベトナムでは、既に法制度整備支援が開始されてから20年が経過しているという状況で、支援があることが前提となってはいるものの、カウンターパート自らが法制度を整備するという意識を持って行動する土壌ができあがっている様子が感じられた。

検察についてはこのように法制度整備支援による発展を感じられたところであるが、他方で、ベトナムでは検察官に比べて裁判官や弁護士の地位が低く、弁護士養成所の必要性が認識されず、未だに設立できていないとのお話を伺った。支援する側としては必要性を認識しているものの、支援対象国には必要性が認識されない。ここに支援のジレンマがあり、裁判官や弁護士の重要性について認知度を少しでも上げるために努力したいとの長期派遣専門家のお話が心に残った。

(2) 法制度整備支援の評価の難しさ

続いて認識した点は、法制度整備支援の評価の難しさである。現在、私が在籍している人権擁護局では、国民に人権尊重の思想を普及させることを目的とした人権啓発の施策を行っているが、この施策により国民が人権の大切さを認識したかどうかは目に見えず、何をもって効果的な施策であるといえるのか評価が大変難しい。この経験から、法制度整備支援の評価方法にも興味があったところ、ベトナムの長期派遣専門家との意見交換においてこの点についてお話を聞くことができた。

法律の起草支援などであれば、法律案ができたことが一定の評価基準になりうる。しかし、法律案ができるもそれを運用する側の検察官、裁判官、弁護士にその知識がなければ意味がない。では、その人材の育成については何をもって効果があったと評価すればよいのか。長期派遣専門家からは、名古屋大学が運営する日本法教育センターの取組は、目には見えないが成果が現れているのではないかという御意見があった。

この点については、実際にカンボジアで王立法律経済大学内にある日本法研究センター（CJL）の学生と交流する機会があり、学生達が大学の本科の授業に加えて、大学の単位にならないにもかかわらず、日本語や日本法を学び、将来は弁護士や検察

官になりたいという強い意志のもとCJLに通っている姿を目の当たりにした。CJLは、このような人材育成プロジェクトを複数国において展開していて、カンボジアにおいてはこれを10年間も続け、その卒業生は実際に弁護士や裁判官等になって活躍しているということである。このような「一定の知識を持つ者を何人養成した」という指標は法制度整備支援の評価基準となりうるのではないかと感じた。

また、カンボジアでは、JICAプロジェクトにかかわった現地の弁護士とも意見交換したが、彼らは、法制度整備支援により得た知識を次の世代に伝えるべく、「コントリビューションロー」という若手弁護士の育成事業を立ち上げて運営しており、数字で表すのは難しいが、明らかに法制度整備支援の成果が出ていると感じることができた。ただ、これをいかに数値化するかはやはりまだ難しい問題であると感じている。

4. 法制度整備支援の課題と今後への期待

次に、本研修を通じて法制度整備支援の今後の課題と思われた点及び期待される点について記載したい。

(1) 法律の運用支援を通じた社会環境の整備

本研修において、法律を作成する支援だけでなく、法律を運用していく人たちの能力向上のための支援が重要であることを認識したが、ベトナムにおいては、法律が施行されてから運用について考えることが通例であるという驚くような話を耳にして、運用していくことを念頭に置いた法律作成のあり方を社会全般に広めていくことは大きな課題であると思った。

また、カンボジアにおいても法律より先に省令が制定されたり、賄賂が横行していて裁判が正しく行われなかつたりするとの話もあり、法律を運用するのに適した社会の仕組みを整えていくことも必要なことであると感じた。

ただ、社会の仕組みを変える可能性のあるプロジェクトについては、カウンターパートが積極的に取り組まないことは容易に想像できる。また、カウンターパートが取り組んだとしても、国会等において変革が進まず仕組みが整わないことも考えられる。この課題について、ベトナムでは、訪問したハイフォン市のようにパイロット地区を指定して、地方で成功した事例を国にも適用して少しづつ枠組みを改善していくという方法が採られていたが、このような小さな変革を積み重ね、法律を運用するのに適した社会的な環境を整えていくことが今後も重要であると考える。

(2) 法教育の必要性

法律を運用していく上では、法律を運用する側の能力向上も必要である一方で、国民一般に法律に関する知識を普及させるための法教育も必要だと感じた。カンボジアでは、未だに村長が内紛の裁定をしており、民事の事件が裁判にまで持ち込まれることは少ないと聞いた。また裁判になったとしても法律的判断が必要な事案はほぼないとのことであった。

現在でも、長期派遣専門家の方々が、支援対象国の各地域を飛び回ってセミナー等を開催されているというお話であったが、人的にも金銭的にも限界があるものと思われる。このような中、カンボジアでは、カンボジア弁護士会が地方において法律サービスを提供するための財団を組織して取組を進めていることであり、このような法制度整備支援から派生する草の根的な活動を通じて法教育が広まることにも期待したい。

(3) プロジェクトの拡大化

ベトナムでは、現在、中小企業関連の法律など日本の法務省が所管していない分野の法整備に着手し始めているとのことで、整備すべき法律の幅が着実に広まっていることを感じた。日本でも法律は様々な省庁で所管していることから、法制度整備支援にも今後複数の省庁がかかわっていく必要があるのかもしれない。

既に税務など一定の行政分野について JICAによる支援プロジェクトが立ち上がっているとのことであり、関連する日本の省庁が参加しているほか、現地におけるプロジェクト同士の交流も始まっているようである。しかし、ベトナムの JICA事務所の方からは、ベトナム国内でのプロジェクト同士の連携だけでなく、日本においても省庁同士の連携協力が必要ではないかとの示唆があった。

ベトナムにおける法制度整備支援の今後の在り方については検討が進められているとのことであったが、現地はもちろんのこと、日本において様々な省庁との連携を深め、法務省の所管の枠を超えた法分野の整備支援の在り方を考える必要があるのではないかと考える。その際に法務省ができることとしては、これまでの法制度整備支援で培った枠組みやノウハウを他省庁にも広め、リーダーシップをとっていくことではないだろうか。

他方で、基本法が制定されてしまえば、支援対象国が独自に法律を制定する力を身につけているのではないかとも考えられるので、個別の法律の作成をどこまで支援するのかという線引きも難しいと感じている。

5. 最後に

最後に、法制度整備支援とは直接関係がないが、大学、大学院と国際人権法を学んできた当職にとって、カンボジア特別法廷を見ることができたのは大変有意義であったのでその点について記載しておきたい。今回、ポルポト政権の大量殺戮の歴史や背景等について一から勉強する機会を得て、大量殺戮は最大最悪の人権侵害であること、歴史を語り継ぐことによって同じ過ちを繰り返さないことが人権教育・啓発であって欠かせないものであることを改めて感じた。カンボジア特別法廷では、市民に対するスタディープログラムとして、市民を特別法廷に呼んで、同じ過ちを繰り返さないための教育が行われているとの話も伺った。同法廷は、将来的には終了してしまうものと思われるが、終了してもこのスタディープログラムは続いて欲しいと思う。

以上、雑駁ではあるが、本研修の概要及び本研修を通じて法制度整備支援について認識を新たにした点と今後の課題点について記載した。本研修を終えて、漠然としていた法制度整備支援のイメージがかなり明確になった。法制度整備支援は国際的な業務であり、魅力を感じてはいたものの、法律家でない者にできることはないのではないかと思っていたが、今後の課題点として記載した法律の運用や法教育を展開するための実務、関係省庁間の調整などであれば行政官であっても対応が可能であると分かった。また、プロジェクトの戦略的な運営にも寄与できるのではないだろうか。このような発見があったことは今回の研修の非常に大きな収穫であったと思うし、今後、機会があればこの業務に携わることができればと思っている。今回は貴重な経験をさせていただき大変感謝しているし、ぜひより多くの行政官にもこの研修に参加する機会が与えられることを願う。

最後に、本研修を支えてくださった廣田教官と三浦主任国際協力専門官、ベトナム及びカンボジアの長期派遣専門家の皆様、そして多忙な時期にもかかわらず研修に送り出していただいた人権擁護局の皆様に感謝を申し上げて本稿を終わりにしたい。